

令和8年度 介護施設における高齢者等の「ちょこっと就労」
参加施設における助成金要項

福井県社会福祉協議会

I 趣旨

「ちょこっと就労」の採用を促すため、①『施設周辺広報経費の一部』と②『ステップアップ研修（※1）受講料の一部』（参加施設（主に訪問系サービス）における採用者が研修を受講した場合に限る。）を助成します。（以下、①②を「助成金」という。）

※1 「介護職員初任者研修」、「生活援助従事者研修」、「認知症介護基礎研修」

II 対象施設

「ちょこっと就労」参加施設とします。

III 申請

助成金は施設（事業所）の所在地単位で申請するものとします。

※ 1 施設（事業所）で複数のサービスを提供している場合も、所在地単位の申請になります。

IV 対象経費

令和8年5月1日から令和9年1月31日までの間（対象期間）で、次の経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付します。（先着順）

※この助成金と対象経費を重複して、他の助成金を受けている場合は交付の対象となりません。

※消費税および地方消費税については、原則対象経費に含めずに申請願います。

助成の種類	助成対象経費	対象の範囲
① 施設周辺広報経費助成	・ 募集チラシの作成費 ・ チラシ折込費 ・ 広告掲載費 ・ バナー広告掲載費 など	・ チラシの作成は業者発注に限る ・ 自法人、事業所が発信、発行する媒体への広告掲載は除く ・ 対象経費（チラシの作成費、作成バナー広告掲載料等）は対象期間内のものに限り
② ステップアップ研修受講料助成	研修受講費	参加施設における令和7年度の採用者が研修を受講した場合に限る

V 助成の内容と上限

※額の算出方法

○助成額 助成対象経費の総額に助成率を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額と助成上限額のいずれか低い額

○助成率 1/2

○助成の上限

助成の種類	上限（回数、額）
① 施設周辺広報経費助成	助成対象経費（助成①・②）の合算額×1/2 と助成上限額（66,000 円）のいずれか低い額 助成①・②いずれか1つの選択でもよい。 回数等の上限は設けない。
② ステップアップ研修受講料助成	

VI 申請手続き

1 申請期間

令和8年5月1日～令和9年1月31日（先着順に受付）

2 申請書類

① 助成金申請書兼請求書（様式1）＋申請内容報告書（様式2）

※添付する通帳等の写しは、振込先の口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる通帳の表紙裏面の写し、口座証明書、残高証明書、パソコンまたはスマートフォンの画面の写しを添付してください。（いずれか1つで可）

② 対象経費の支払いの確認ができる資料

※納品書と領収書の写しなど経費が確認できるもの

（令和9年1月31日までに支払いが完了したものであること）

3 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。

（宛先）〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉協議会 福祉人材課 宛て

※令和9年1月31日までに必着のこと

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

4 申請に必要な書類の入手方法

福井県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。

5 助成金の通知と振込み

申請書類を受理した後、その内容を確認の上、2か月以内に助成金額の確定および指定口座への振込日をお知らせします。（様式3）

6 助成金に係る帳簿等の保存年限

参加施設は、助成金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ収入および支出についての証拠書類を事業完了年度から起算して5年間整備保存するものとします。

7 問い合わせ先

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

福井県社会福祉協議会 福祉人材センター「ちょこっと就労」事務局

(TEL) 0776-28-3180

VII その他

助成金の振込後、申請要件に該当しない事実や申請内容に不正等の事実が発覚した場合は、期限を定めて、既に振込んだ助成金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。